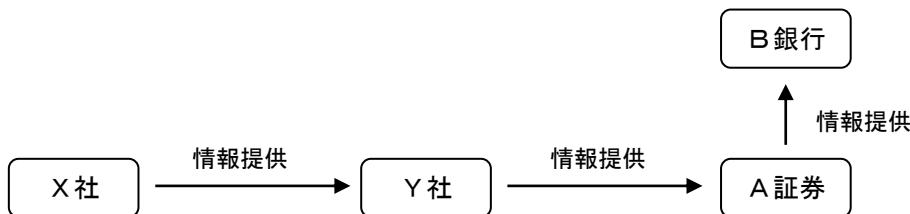


平成 26 年 3 月 28 日
(最終改定 : 令和 3 年 6 月 30 日)
金融庁

非公開情報の授受の制限に関する Q & A

以下の整理は、専ら金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」といいます。）第 153 条第 1 項第 7 号及び第 154 条第 4 号に規定する「発行者等に関する非公開情報」の解釈を示すものであり、金商業等府令の他の規定や他の法令の解釈を示すものではありません。金融商品取引業者等がその親法人等又は子法人等との間で非公開情報を共有する場合には、別途個人情報保護法その他の関係法令や守秘義務等を遵守しなければならない点に留意する必要があります。

（問 1）有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者である A 証券が、Y 社から提供を受けた情報の中に X 社が Y 社に提供した情報が含まれている場合において、当該 X 社が Y 社に提供した情報を A 証券の親法人等又は子法人等に該当する B 銀行に対して提供する場合、X 社と Y 社の双方から金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号イに基づく同意を取得しなければならないか。



（答）

有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者は、金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号により、「発行者等（※）に関する非公開情報」を親法人等若しくは子法人等から受領し、又は親法人等若しくは子法人等に提供することは、あらかじめ当該発行者又は顧客の書面による同意がある場合等を除き、禁止されています。なお、外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）に係る情報は非公開情報の対象から除かれるため、親法人等若しくは子法人等から受領し、又は親法人等若しくは子法人等に提供する際には、あらかじめ当該外国法人の書面による同意を取得する必要はありません。

※ 「発行者等」とは、当該非公開情報に係る有価証券の発行者又は顧客をいい（金商業等府令第 147 条第 2 号）、「発行者」とは、「有価証券を発行し、又は発行しようとする者」と定義されている（金商業等府令第 1 条、金融商品取引法第 2 条第 5 項）。「顧客」については金融商品取引法又は金商業等府令上定義されていないが、現に契約の相手方となっている者のみならず、契約の相手方となろうとする者や金融商品取引業者がその者のために事務を遂行しているその者も含むと解される。

この事例においては、まず、Y社はA証券の「顧客」に当たるので、Y社が国内法人である場合には、A証券はY社から書面による同意を取得する必要があります。これに加えて、A証券がY社から提供を受けた情報の中に第三者であるX社からY社に提供された情報（以下「X社提供情報」といいます。）が含まれている場合、Y社が国内法人であるか否かにかかわらず、X社が国内法人である場合には、当該X社提供情報が、Y社の情報とは別の「発行者等に関する非公開情報」に当たり、親法人等又は子法人等であるB銀行にX社提供情報を提供することについてX社からも書面による同意を得なければならないかどうかが論点となります。

A証券がY社から提供を受ける情報の中にX社提供情報が含まれる場合において、Y社がX社の使者又は代理人として当該情報をA証券に提供しているのではなく、A証券の「顧客」としてX社提供情報を含めこれらを自社の情報としてA証券に提供しているような場合には、基本的には、当該情報は「Y社がそのように認識している情報」、すなわち伝聞（間接取得）情報であると認められます。ファイアーウォール規制は、銀行の優越的地位の濫用や、預金者と投資者の利益相反等の弊害を防止しようとするものであるところ、このような伝聞情報がA証券からB銀行に提供されたとしても、当該案件においてX社がA証券の「顧客」（上記のとおり、現在は契約の相手方等でなくとも、今後契約の相手方となろうとする者等を含みます。）に該当しない場合には、A証券及びB銀行が共有した情報に基づいてX社に対して不当な働き掛けを行う蓋然性は必ずしも高くなく、X社について、銀行の優越的地位の濫用等の弊害が生ずるおそれは比較的小さいと考えられます。したがって、①Y社がX社の使者又は代理人としてX社提供情報をそのままA証券に提供しているのではなく、かつ、②当該案件においてX社がA証券の「顧客」に該当しない場合には、X社の書面による同意は不要であると考えられます。

ただし、X社の書面による同意が不要である場合にも、A証券及びB銀行がY社から入手したX社提供情報をX社に対する営業等に不当に利用することのないよう、適切な利益相反管理体制の構築が求められる点に留意が必要です。

これに対し、Y社がX社の使者又は代理人としてX社からY社に提供された情報をそのままA証券に提供している場合（①を満たさない場合）には、実質的にはX社が情報提供者であって、X社がA証券の「顧客」に該当するのが通常であると考えられます。したがって、基本的にはX社の書面による同意が必要であると考えられます。

また、Y社がX社の使者又は代理人としてX社提供情報をそのままA証券に提供しているのではない場合（①を満たす場合）であっても、Y社からX社提供情報を受領した当該案件においてX社がA証券の「顧客」に該当するような場合（②を満たさない場合）には、X社について、銀行の優越的地位の濫用等の弊害が生ずるおそれが大きいと考えられることから、X社の書面による同意が必要であると考えられます。

(具体例)

上記解釈を実際のケースに当てはめた場合に金商業等府令第153条第1項第7号イに基づく

同意を誰から取得すればよいかについては、個別事例ごとに実態に即して具体的に判断する必要がありますが、例えば、下記Ⅰ～Ⅲのケースについては、それぞれ以下のように整理することが可能であると考えられます。

【ケースⅠ】

X社の買収を企図するY社が、A証券に対してM&Aに関するフィナンシャル・アドバイザリー業務を委託しようとする場面において、A証券がY社からX社提供情報であるX社のM&A情報（M&Aに対するX社の意向や方針等）を受領した場合に、Y社に対する融資を検討・提案する目的でこれを親銀行であるB銀行に対して提供するケース

ケースⅠにおいて、Y社は、A証券に対してフィナンシャル・アドバイザリー業務を委託しようとしていることから、A証券の「顧客」に該当すると考えられます。そして、Y社がX社の使者又は代理人として当該情報をA証券に提供しているわけでもないことから、Y社から受領する情報は、基本的には、X社提供情報も含めてY社の情報の一部と認められます。したがって、A証券がB銀行に当該情報を提供するに当たっては、当該案件においてX社がA証券の「顧客」に該当しない限り、Y社の書面による同意があれば足り、X社の書面による同意は不要と考えられます。

ただし、X社の書面による同意が不要（令和3年6月30日に公布された金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令により、X社が国内法人ではなく外国法人である場合については、X社提供情報をA証券がB銀行に提供するに当たり、法令上同意が不要とされたところですが、そのような場合も含みます。）であっても、Y社から入手したX社提供情報をX社に対する営業等に不当に利用することがないよう、適切な利益相反管理体制の構築が求められます（以下のケースⅡ・Ⅲにおいてもこの点は同じであり、ケースⅢにおいてはZ社についてもX社と同様に考える必要があります。）。

【ケースⅡ】

外国法人の株式を売却しようとするX社からの依頼を受け、海外でM&A仲介業を営むY社がA証券に対して日本の買い手候補の紹介を打診する場面において、A証券がY社からX社提供情報であるX社のM&A情報（M&Aに対するX社の意向や方針等）を受領した場合に、親銀行であるB銀行のネットワークを利用する目的でこれをB銀行に対して提供するケース

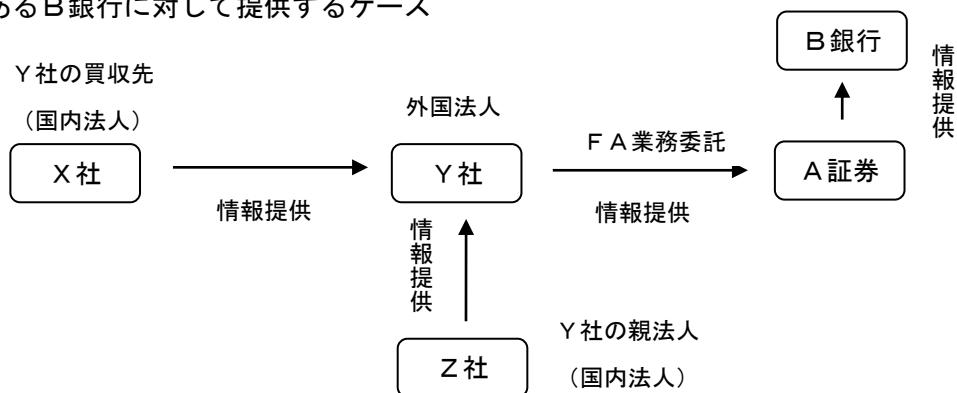
ケースⅡにおいて、Y社は、X社からの委託に基づき、X社の使者又は代理人として、X社提供情報をそのままA証券に提供していることから、実質的な情報提供者はX社であると考えられます。したがって、このような形でY社からA証券に提供されるX社提供情報は、X社の情報と理解することが適切であると考えられます。

また、ケースⅡではA証券がX社の企図するM&A取引の相手方を紹介しようとしており、A証券は、事実上X社のために事務を遂行していると評価できます。また、A証券が将来X社とフ

イナンシャル・アドバイザリー契約を締結する可能性があり得る点も考慮すれば、X社がA証券の「顧客」に該当することが通常であると考えられることから、X社が日本法人である場合において、A証券がB銀行にX社提供情報を提供するには、X社の書面による同意が必要になると考えられます。

【ケースⅢ】

国内法人Z社の子会社である外国法人Y社が国内法人X社の買収について交渉を開始しており、Y社が、A証券に対してM&Aに関するフィナンシャル・アドバイザリー業務を委託しようとする場面において、A証券がY社からX社及びZ社提供情報であるX社及びZ社のM&A情報（M&Aに対するX社及びZ社の意向や方針等）を受領した場合に、Y社に対する融資等を検討・提案する目的でこれを親銀行であるB銀行に対して提供するケース



ケースⅢにおいて、Y社は、A証券に対してフィナンシャル・アドバイザリー業務を委託しようとしていることから、A証券の「顧客」に該当すると考えられますが、外国法人顧客の情報については情報授受規制の対象から除外されており、外国法人であるY社の書面による同意は不要となります。

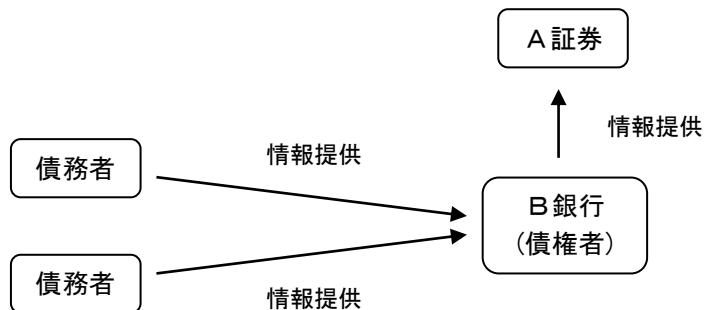
そして、Y社は使者又は代理人としてX社やZ社の情報をA証券に提供しているわけではないことから、Y社からA証券が受領する情報は、基本的には、X社提供情報やZ社からY社に提供された情報も含めてY社の情報の一部と認められます。したがって、ケースⅢにおいて、A証券がB銀行に当該情報を提供するに当たっては、当該案件においてX社やZ社がA証券の「顧客」に該当しない限り、X社やZ社の書面による同意は不要と考えられます（ただし、親子法人は共通の取引先を有することもあり、本ケースでは、Y社・Z社は親子法人であることから、Z社は、Y社同様、当該案件においてA証券の「顧客」である可能性が比較的高いと考えられます。）。

上記のケースⅠ～Ⅲにおいて、A証券とB銀行が逆になるような場合、すなわち、Y社がB銀行にX社提供情報を含む情報を提供し、A証券がB銀行からX社提供情報を受領する場合については、A証券がB銀行から情報を受領しようとするのは、Y社を契約の相手方とし、又はY社のために事務を遂行しようと意図しているためであることが通常であると考えられ、基本的には、Y社はA証券の「顧客」に該当すると考えられます。

そして、「顧客」であるY社から提供される情報の中にX社提供情報が含まれている場合に、Y社がX社の使者又は代理人であるかどうかや、当該案件においてX社がA証券の「顧客」に該当するかどうかにより、X社からの同意取得の要否を検討すべきことも、上記のケースI～IIIと同様と考えられます(ケースIIIにおいてはZ社についてもX社と同様に考える必要があります。)。

したがって、ケースI～IIIにおいては、A証券とB銀行が逆になる場合であっても、A証券がB銀行から受領した情報の中に含まれるX社提供情報の扱いについて、基本的には上記と同様に整理されるものと考えられます。

(問2) A証券の親法人等又は子法人等であるB銀行が保有する債権を流動化する場面において、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者であるA証券が、アレンジャーとして、当該債権の債務者からB銀行に提供された情報をB銀行から受領する場合、各債務者から金商業等府令第153条第1項第7号イに基づく同意を取得する必要があるか。



(答)

この事例においては、A証券がB銀行から受領する情報の中に第三者である各債務者（外国法人である場合を除く。以下同じ。）からB銀行に提供された情報が含まれており、これが「発行者等に関する非公開情報」に当たり、親法人等又は子法人等であるB銀行からの受領について各債務者から書面による同意を得なければならないかどうかが論点となります。

B銀行が保有する債権の各債務者は、A証券にとって契約の相手方ではなく、今後、A証券が行うアレンジャーとしての事務は、B銀行や債権の譲受人等のために行われるものであって、A証券が各債務者のために事務を遂行することはないのが通常であると考えられます。そうであれば、各債務者はA証券にとって「顧客」に該当せず、各債務者から書面による同意を取得する必要はないと考えられます。

(以上)